

議案第1号

条例案に対する意見について

令和6年2月15日提出 岩手県人事委員会 委員長 渡辺 正和

第1 趣旨

令和6年2月岩手県議会定例会に提出された次に掲げる条例案について、岩手県議会から地方公務員法第5条第2項の規定に基づき意見を求められたので、別紙のとおり回答しようとするものである。

第2 意見を求められた条例案

- (1) 一般職の職員の給料の調整額に関する条例及び福祉総合相談センター条例の一部を改正する条例のうち第1条（議案第24号）
- (2) 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（議案第25号）
- (3) 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（議案第26号）

人 委 職 第 号
令 和 6 年 2 月 16 日

岩手県議会議長 工藤 大輔 様

岩手県人事委員会
委員長 渡辺 正和

条例案に対する意見について（回答）

令和6年2月13日付け議第205号により意見を求められた下記条例案については、
適当なものと認められます。

記

議案第24号 一般職の職員の給料の調整額に関する条例及び福祉総合相談センター
条例の一部を改正する条例のうち第1条

議案第25号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第26号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例